

一般社団法人神奈川大学宮陵会代議員・役員選挙管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川大学宮陵会代議員選任規程第5条並びに一般社団法人神奈川大学宮陵会役員選任規程第4条の規定に基づき、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任命、任期)

第2条 委員は5名とし、会長が正会員の中から任命する。

- 2 委員の任期は、選挙が行われる年の定時総会の日より、任命後2年以内に終了する事業年度の定時総会の終結時までとする。
- 3 委員は、代議員・役員選挙の候補者並びに代議員・役員選挙の候補者推薦人になることができない。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、会長が正会員の中から任命し、任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第3条 委員会に委員の互選で選ばれた委員長を置く。

- 2 委員会の議事は委員の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。

(招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。または委員の請求があった時に、委員長が招集する。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、代議員・役員選挙に関し、次の各号の職務を遂行する。

- (1) 選挙日程の決定
 - (2) 選挙人の名簿の作成
 - (3) 候補者名簿の作成と公示
 - (4) 投票の管理
 - (5) 開票の管理
 - (6) 当選者の確定と公示
 - (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項
- 2 役員選出のための公示を立候補受付期間開始2週間前までに行う。
 - 3 役員選出の総会の日々の1ヶ月前までに14日以上21日を超えない範囲で立候補受付期間を定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

ただし、平成24年5月に開催される社団法人宮陵会総会にて本規程が承認された場合は、一般法人の設立の登記の日までに予め実施される代議員選挙の時から施行するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。